

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年6月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ケーズデンキ長岡川崎店
所在地 長岡市川崎町字野口1365-5
設置者 東宝株式会社
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者
 - ・株式会社北越ケーズ
（変更前）山本 邦彦
（変更後）野村 弘
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
 - ・株式会社北越ケーズ
（変更前）新潟県新潟市河渡庚135番地1
（変更後）新潟県新潟市中央区女池8丁目16番17号
- 3 変更年月日
平成25年6月19日
- 4 変更の理由
小売業を行う者の所在地及び代表者名を変更したため。
- 5 届出年月日
平成29年6月13日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
（なお、長岡市商業振興課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
平成29年6月30日から平成29年10月30日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp